

# 令和 5 年度行政評価等プログラム

総務省

# 令和5年度行政評価等プログラム

総務省

## I 政策形成・評価に関する改革の取組

社会経済の急速な変化に伴って、我が国の行政が対応すべき課題は、絶えず、時に予想外の方向に変化するとともに、一層複雑、困難なものとなっている。こうした中で、前例のない課題に果敢に挑戦し、社会経済の変化に対応できる行政を実現していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行いながら前進する、機動的かつ柔軟な政策展開が有効であり、そのためには、各府省の政策立案過程において、政策の実施状況や効果を的確に把握・分析し、改善方策の検討・実施に反映していくことが必要になる。

これらは、本来、政策立案過程において自然と行われるべき政策評価の機能であるが、こうした機能を発揮していくためには、意思決定過程から遊離した「評価のための評価」ではなく、「意思決定に使える評価」に変えていくことが必要である。このためには、意思決定に有益な情報が得られるよう、従来の画一的・統一的な制度運用を改め、各府省による多様な設計を認めるとともに、形式面ではなく、実質を重視した制度運用に転換し、作業の重複を排除し、意思決定の質を高める取組に注力していくことが必要である。

こうした問題意識を踏まえ、令和5年3月に「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定) 等の改定を行った。

今後、各府省において、今般の改革の趣旨を踏まえて、政策の特性に応じた評価を試行していくこととなるが、行政評価局は、見直しの趣旨に合致していれば柔軟に多様なやり方を認めるなど、制度官庁としても責任を負いながら、各府省の前向きな挑戦を後押ししていく。

政府全体としてこうした取組が進展することにより、新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されるようになることを目指していく。

行政評価局は、こうした改革の趣旨を踏まえた取組について、政策評価、行政運営改善調査、行政相談を通じて、局一体として推進していく。

## II 令和5年度の重点取組事項

### 1 政策評価の機能を活用し、政策を前に進める取組を推進

各府省で政策評価の機能を活用して、新たな挑戦や前向きな軌道修正が積極的に行われるようしていくことを目指す。

このためには、政策効果を把握・分析する機能により、意思決定に使える情報を得られることが必要であるが、ここで求められるものは、高度な分析よりも、実際の政策の意思決定の議論に役立つ情報であり、そのためには、各府省の職員が自らやってみて、使ってみようと考えるものであることが重要である。

行政評価局は、実例を基に、様々な分析手法を活用しながら政策効果の把握・分析を実践し、実務上の課題を整理し、分析手法についての知見や実践的ノウハウを蓄積・整理していくが、その際、各府省が個別の分析作業の中で直面している悩みなどを聴取し、現場の実態を把握した上で、状況判断に必要となる「エビデンスの水準」や、分析手法等について、分析に要するコストなども加味して「実務の現場でできる分析」を重視し、政策評価審議会での議論も踏まえて整理を行い、実務で求められる水準について、制度官庁としてコミットしながら、令和5年度内をめどに、技術的なガイドラインを示していく。

その後も随時見直し、更に各府省の取組の質を高めていく「政策評価制度のP D C Aサイクルの確立」を目指す。

### 2 各府省の課題解決につながる質の高い行政運営改善調査の実施

今般の改革は、各府省の政策立案過程において、政策効果の把握・分析を適切に行い、社会経済情勢の変化に対応して機動的かつ柔軟に軌道修正しながら前に進めていくものである。

こうした改革の趣旨を踏まえ、行政運営改善調査についても、各府省の課題解決につながる調査としていくため、調査の実施に当たって、政策の構造を的確に把握した上で、政策効果の把握・分析に一層重点を置き、得られたデータや情報等の分析、課題の発掘等を行い、単にできていないことを指摘するのではなく、改善方策を検討・提示することで、各府省の政策を前に進めていくとともに、調査を通じて、政策効果の把握・分析等の技術的手法に関する知見の蓄積にもつなげる。

また、相手省に勧告等を行うことにとらわれず、「調査」の過程で、各府省が自ら課題に気付いて軌道修正したことも成果と捉えるなど、各府省における課題解決に役立つことを重視して取り組む。

これまでの調査では、調査実施後のフォローアップの際に、勧告等による指摘に対する各府省の措置状況の把握にとどまり、行政課題の解決が実現したかどうか、各府省の課題解決に役立ったかの確認は十分ではなかっ

た。今後は、フォローアップの機会等を捉え、行政運営改善調査の一連の営みが、各府省における課題の解決にどう役に立ったか（アウトカム）について把握・分析を行い、その結果を踏まえて、調査の課題設定や手法等を見直し、今後の効果的な調査・指摘につなげる改善策を実施し、進捗を評価する。

### 3 行政相談による課題解決の促進

行政相談業務について、受け付けた個々の相談事案が解決につながるよう、その質を高めていくことを目指す。

これまででは、全体的な活動状況を示す指標等による評価にとどまり、個々の事案への対応状況等についての分析等の取組が十分ではなかったが、今後は、より効果的かつ機動的な課題解決につなげるため、個々の事案への対応と課題解決の状況等について分析を行い、課題が解決された事案についての情報共有及び横展開を図るとともに、解決に至らなかつた事案の原因等の把握・分析を通じて、業務運営上の課題及び改善策を見いだし、順次実行する。

また、個々の相談対応を通じ、現場における政策の進捗状況の把握や改善方策の検討、行政課題として認識されていない課題の発掘などにつながる情報が得られることから、政策効果の把握・分析を行うに当たっては、こうした情報の積極的な活用を図る。

## III 主要な業務の概要等

IIの重点取組事項とともに、主要な業務として、以下の取組を行う。

### 1 政策評価の推進

(業務の概要)

政策評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき、各府省が自ら政策を評価し、見直しや改善に反映させる取組であり、行政評価局は制度官庁として、政府全体のガイドラインなど統一的ルールの策定や、特定分野について各府省の政策評価をチェック、政策評価の実施状況等を年1回取りまとめて国会報告を行う等の役割を担っている。

(各府省の政策評価の取組の継続的な改善)

IIに記載した重点取組事項に加え、各府省の政策評価の取組の継続的な改善を促進するため、政策効果の把握・分析手法等の知見・ノウハウの蓄積・整理・提供、中央統計機構との連携等によるデータ利活用の支援、人材育成支援等に取り組む。令和5年度には、主に以下のような取組を行う。

#### <知見・ノウハウの共有等>

政策効果の把握・分析手法等の知見・ノウハウの蓄積・提供を進めるため、実証的共同研究（具体的な政策を対象に政策効果の把握・分析手法について各府省と共同で行う研究）について、各府省の多様なニーズに対応できるよう運用を柔軟化し、行政評価局からのアウトリーチも含め、積極的な取組を行う。

また、各府省や地方公共団体が政策の企画立案や評価設計の際に、政策効果の把握・分析手法等に関する知見・ノウハウを活用できるよう、データベースの構築に向けた取組を進めることとし、令和5年度は、どのような知見やノウハウが役に立つか検討するため、まずは国内外の研究成果や学術論文等を幅広く収集・蓄積する。

#### <人材育成支援>

各府省の政策評価の取組の質を高める人材の育成を図るため、実例を基に政策効果の把握・分析等を実践する場を設ける。蓄積した知見・ノウハウをいかして政策評価・立案能力の向上に資する実践的な教材を開発し、行政評価局が実施する政策評価に関する統一研修等において活用するとともに、各府省の職員が通年で視聴できるWeb講座の仕組みを導入する。研修の効果について把握・分析を行い、改善策を見いだす。

また、実証的共同研究と統一研修が相乗効果を發揮し、より実践的な人材育成につなげるため、実証的共同研究の成果を統一研修で活用し、統一研修をきっかけに実証的共同研究に更なる積極的な参加を促すといった好循環が生じるよう、内容の充実を図る。

## 2 行政運営改善調査

### (業務の概要)

行政運営改善調査は、行政上の課題を解決することを目的として、各府省の政策の効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、その結果に基づき問題提起や具体的な改善方策を提示することで、政策や制度・業務運営の改善を図る取組である。

令和4年度に調査結果を取りまとめ、関係府省に勧告等を行ったテーマは、「自衛隊の災害派遣（家畜伝染病への対応）」など6件、新たに調査テーマを決定し、調査に着手したものは、「「ごみ屋敷」対策」など6件となっている。

勧告等の指摘に対する各府省の改善状況については、適時にフォローアップを行っている。

### (調査テーマの選定)

調査テーマについては、行政相談や管区行政評価局等も活用して把握した行政上の課題や各府省の取組状況等を踏まえ、国民生活や社会経済への

影響が大きいなど改善の取組の必要性が高いと考えられるものや、各府省単独では対応が難しい課題（複数府省に関係する政策、個別府省では解決が難しい分野横断的な課題等）などを中心に検討し、関係府省のニーズ等も把握した上で、政策改善にいかせるタイミングにも留意しつつ、政策評価審議会の議論を経て、隨時決定する。

### 3 行政相談

#### （業務の概要）

行政相談は、行政相談委員とともに、どこに相談したらよいか分からぬいものを含め、国民の行政に関する苦情や意見・要望を幅広く受け付け、関係行政機関にあっせん・通知を行うこと等により、個々の苦情等の解決や行政の制度・運営の改善を図る取組である。

様々な分野について寄せられた個々の相談事案に丁寧に対応し、その解決を図るとともに、必要に応じ、行政苦情救済推進会議を機動的に活用し、あるいは、行政運営改善調査と連携することにより、行政の制度・運営の改善を促進する。令和4年度の行政相談受付件数は、約13万件となっている。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、全国に約5,000人配置している。国民に身近な相談窓口として重要な役割を果たしており、その活動が円滑に行われるよう、地方公共団体に対する協力要請、研修の充実等の支援に取り組む。

#### （行政相談をより利用しやすくなるための環境整備）

こうした行政相談の機能を十全に発揮するため、行政相談の利用促進に向けた広報活動を積極的に展開する。また、行政相談をより利用しやすいものとするため、行政相談委員へのオンライン相談などデジタルの活用及びそのための研修の実施に取り組むとともに、相談をただ待つだけでなく、アウトリーチによって困りごとを行政相談につなげるための以下の取組を進める。

- ① 孤独・孤立問題等の困りごとを抱える方々に届くような効果的な広報活動の一環として、SNSを活用した行政相談へのアクセス手段を開発する。
- ② 行政サービスの窓口や地域の拠点としての郵便局や地方公共団体等と連携し、懇談会の開催等によって、地域の困りごとを把握して行政相談につなぎ、その解決を図る取組を実践する。このような取組を令和5年度前半に試行的に実施した上で、同年度内に横展開を進める。

以上のほか、行政機関が行う政策の評価に関する法律第13条に規定する計画は、別紙のとおりとする。

(別紙)

## 総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第13条の規定に基づき、令和5年度から7年度までの3年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を以下のとおり定める。

### 1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第12条第1項及び第2項の規定に基づく評価に関して、令和5年3月28日に一部変更した「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を推進する。

#### (1) 統一性・総合性確保評価に関する活動方針（政策評価法第12条第1項の規定によるもの）

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要のある政策について積極的に実施する。

また、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実・強化を図る。

#### (2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第12条第2項の規定によるもの）

政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。

##### ① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。

##### ② 各行政機関が実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための点検

各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策評価の改善の検討状況も踏まえつつ、点検の見直し・改善の検討を行う。

### 2 令和5年度から7年度までの3か年に実施する評価のテーマ

令和5年度に実施するテーマは、「不登校・ひきこもりのこども支援」とする。このほか、令和5年度から7年度までの3か年に実施するテーマについては、「生活エリアにおける交通安全対策」に係る調査の具体化の検討を含め、必要な情報収集を進めながら、国民生活

や社会経済への影響が大きいものなどを中心に、政策評価審議会の議論を経て、隨時決定する。

### 3 その他評価の実施に関する重要事項

#### (1) 学識経験者の知見の活用

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。

#### (2) 改善措置状況のフォローアップ

勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。

#### (3) 評価に関する情報の公表

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。